

## デジタル訓練促進費に関するまとめ

1 DX推進スキル標準対応コースとして実施する場合

単価：訓練生1人1月当たり 5,000円（外税）

2 デジタル資格コースとして実施する場合

単価：訓練生1人1月当たり 10,000円（外税）

訓練設定時間が100時間未満の場合は、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分します。

- ・1月当たりの訓練設定時間が100時間未満
- ・1月当たりの訓練設定時間が80時間未満の母子家庭の母等の職業的自立促進コース
- ・eラーニングコースとして実施（1月当たり54時間未満）する場合

## DX推進スキル標準対応コースへの応募の際の提出書類

- 「スキル項目・学習項目チェックシート」（別紙25-4）
  - 学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料

## DX推進スキル標準対応コース スキル項目・学習項目チェックシートの確認方法

「DX推進スキル標準」において、整理された共通スキルリストのカテゴリーがシートの左側に記載されています。

- A ビジネス変革
- B データ活用
- C テクノロジー
- D セキュリティ

上記4つのカテゴリーのうち、  
**複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれていること。**  
1つのカテゴリーのみの場合は該当しません。

## デジタル資格コース

### デジタル訓練促進費の支払対象

- ① 資格取得率
- ② デジタル訓練促進費就職率

上記 2 つの要件を満たす訓練コースが対象

#### ① 資格取得率

##### イ IT 関係の資格

IT スキル標準 (ITSS) で定めるレベル 1 以上の資格取得を目指すコース

→ **資格取得率35%以上**であること

##### ロ WEB デザイン関係の資格

国の実施要領 別添 7 に該当する資格取得を目指すコース

→ **資格取得率50%以上**であること

## ②デジタル訓練促進費就職率

就職支援経費就職率と同様に算出する

デジタル訓練促進費就職率が**70%以上**のコース

①②の要件をともに満たす必要があります。

DX推進スキル標準対応・デジタル資格併用コースの場合

双方の要件によるデジタル訓練促進費の**併給はできません**。

デジタル資格コースの要件による**デジタル訓練促進費が支給されない**場合に限り、DX推進スキル標準対応コースの要件によるデジタル訓練費（5,000円）が支給される。

## デジタル訓練促進費の支給・支給時期

### 1 DX推進スキル標準対応コース

⇒ 国から事務の複雑化・事務誤りを防ぐため、下記デジタル資格コースと同時期に支給することとされた。

具体的には、就職支援経費と同じタイミングとなる。

### 2 デジタル資格コース

#### ① 資格取得率

イ IT関係の資格 35%以上

ロ WEBデザイン関係の資格 50%以上

#### ② デジタル訓練促進費就職率

就職支援経費就職率と同様に算出 70%以上

⇒ 資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率の確定後に支給